

平成28年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 北條法之
平成27年第3052号 損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成2
5年(ワ)第27826号）

口頭弁論終結日 平成27年11月30日

判 決

控 訴 人

（以下「控訴人」という。）

控 訴 人

（以下「控訴人」という。）

控 訴 人

（以下「控訴人」という。）

上記3名訴訟代理人弁護士

荒	井	哲	朗
浅	井	淳	子
太	田	賢	志
佐	藤	顕	子
五	反	章	裕
津	田	頤	一郎
見	次	友	浩
磯		雄	太郎

東京都

被 控 訴 人

井 上

（以下「被控訴人井上」という。）

同訴訟代理人弁護士

河 合 真

東京都 [REDACTED]

(居所) 東京都 [REDACTED]

被控訴人 野口 [REDACTED]

(以下「被控訴人野口」という。)

東京都 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

(以下「被控訴人 [REDACTED] 」といふ。)

同代表者代表取締役 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

(以下「被控訴人 [REDACTED] 」といふ。)

上記2名の代理人弁護士

米山健也

主 文

- 1 控訴人らの被控訴人 [REDACTED] 及び被控訴人 [REDACTED] に対する本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 原判決中被控訴人井上及び被控訴人野口に関する部分をいずれも取り消す。
- 3 被控訴人井上及び被控訴人野口は、控訴人 [REDACTED] に対し、連帶して 2060万7180円及びこれに対する平成25年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人井上及び被控訴人野口は、控訴人 [REDACTED] に対し、連帶して 754万5896円及び内金699万2246円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被控訴人井上及び被控訴人野口は、控訴人 [REDACTED] に対し、連帶して 257万1418円及び内金238万2325円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 控訴人らの被控訴人井上及び被控訴人野口に対するその余の請求をいずれも棄却する。

7 控訴人らと被控訴人井上及び被控訴人野口との間における訴訟費用は、第1、2審とも、これを20分し、その3を控訴人 [] の、その2を控訴人 [] の、その1を控訴人 [] の各負担とし、その余を被控訴人井上及び被控訴人野口の負担とし、控訴人らと被控訴人 [] 及び被控訴人 [] の関係においては、控訴費用は控訴人らの負担とする。

8 この判決は、第3項ないし第5項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人 [] 対し、連帶して2943万7400円及びこれに対する平成25年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人 [] 対し、連帶して1205万1034円及び内金1109万6586円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人らは、控訴人 [] 対し、連帶して416万6157円及び内金383万6205円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人らの負担とする。
- 6 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、分離前の第1審相被告北條BCシステム開発株式会社（以下「相被

告会社」又は「訴外会社」という。)の従業員から、自動売買ソフトを利用した外国為替証拠金取引(FX取引)への投資を電話により勧誘され、これに応じてそれぞれ金員を交付したもの、その返還を受けられなかつた控訴入らが、そもそも上記のようなソフトを利用した取引は存在しなかつたのであるから、投資勧誘自体が違法な欺罔行為であるなどと主張して、相被告会社が投資勧誘のため利用したいわゆるバーチャルオフィスの総務責任者として連絡先となつた被控訴人井上、電話回線の貸与を受けて相被告会社に提供した被控訴人野口並びに電話回線貸与業者で、被控訴人野口らに上記電話回線を貸与した被控訴人[■]及びその代表取締役である被控訴人[■]に対し(なお、控訴人[■]は、これらに加え、相被告会社及び相被告会社の代表取締役の北條[■](以下「相被告北條」又は「訴外北條」という。)に対し、),共同不法行為による損害賠償請求権に基づき(相被告北條については、加えて、会社法429条1項の役員等の第三者に対する損害賠償責任に基づき),控訴人[■]につき2943万7400円(未返還交付金額2676万7400円及び弁護士費用267万円),控訴人[■]につき1302万7800円(未返還交付金額1184万7800円及び弁護士費用118万円),並びに控訴人[■]につき458万9600円(未返還交付金額417万9600円及び弁護士費用41万円)の各損害の賠償並びにこれらに対する不法行為以後の日である平成25年11月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。相被告会社及び相被告北條については、原審において、弁論分離の上、控訴人[■]の請求を全部認容する判決が言い渡され、確定した。原審が、控訴人らの被控訴人らに対する各請求をいずれも棄却したので、控訴人らが各控訴した。当審において、控訴人[■]及び控訴人[■]は、相被告会社からの各弁済額をそれぞれ損害賠償金元本の支払に充当し、各損害賠償請求額について、控訴人[■]は未返還交付金額991万6586円及び弁護士費用118万円の合計1109万6586円(ほかに平成25年11月6日から平

成27年7月16日までの確定遅延損害金95万4448円），控訴人[]は未返還交付金額342万6205円及び弁護士費用41万円の合計383万6205円（ほかに平成25年11月6日から平成27年7月16日までの確定遅延損害金32万9952円）並びにこれらに対する同年7月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払請求に、それぞれ請求を減縮した。前提となる事実並びに争点及び当事者の主張は、下記2のとおり原判決を補正し、下記3のとおり控訴人らの当審における主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 原判決2頁18行目の「被告[]は、」の次に「電気通信事業法に基づく電気通信事業等を目的として平成22年12月7日に設立され、」を加える。
- (2) 原判決3頁4行目の「投資の勧誘し」を「投資の勧誘をし」に改める。

3 控訴人らの当審における主張

(1) 被控訴人井上の責任について

被控訴人井上は、相被告会社又はその関係者に対し、自分の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の各写しをセットで提供した。これらは、いずれも本人確認資料として用いられるものであり、被控訴人井上において、このことを十分に分かった上で、これらをセットで提供したのであるから、これらが何らかの契約等について、被控訴人井上に成りすました者によって、本人確認資料として用いられることにより、詐欺商法等の違法行為に悪用される可能性を十分に認識していたというべきである。これらを就職活動の一環として提供したとの被控訴人井上の供述は、極めて不自然かつ不合理である。仮に、悪用されることについての認識がなかったとしても、3つの本人確認書類を同時に、しかも応募時に提出することは通常ではなく、そのようなもの

を求められた場合に、異常性や不自然さを感じるのが普通の感覚であるから、被控訴人井上において、これを意に介さず、上記3つの本人確認書類をセットであえて提出した時点で、それらが本人確認の潜脱等に用いられ、詐欺行為の手段として悪用されることについて、予見可能性があったというべきである。

被控訴人井上の上記提供行為の結果、被控訴人井上の本人確認書類がセットで相被告会社に渡り、相被告会社は、同社が詐欺行為を行うに際して利用した本件バーチャルオフィス契約において、被控訴人井上を総務責任者として連絡先に指定し、被控訴人井上の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の写しを本人確認資料として提供している。以上によれば、被控訴人井上は、相被告会社が詐欺行為を行うに当たって、犯罪インフラとしてのバーチャルオフィスを用意することで、同詐欺行為に加担したことになる。

以上のとおりであるから、被控訴人井上は、故意又は過失によって、相被告会社の詐欺商法に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

(2) 被控訴人野口の責任について

被控訴人野口は、被控訴人[REDACTED]との間で、IP電話の利用契約を締結し、「03-5843-2132」、「03-6384-5523」、「03-6811-0210」及び「03-5860-4510」の4本の電話回線を平成24年10月1日付けで借り受けた上（甲A8の2），これらを相被告会社又はその関係者に提供した（甲A6）。同電話回線契約の「契約書兼用申込書（甲A8の2）」には被控訴人野口が署名押印しており、被控訴人野口の運転免許証の写しも提出されている。また、被控訴人野口は、相被告会社とほぼ同様の詐欺行為を行う会社である訴外ジャパンテクノロジーシステムズ（甲A26の1及び2，甲A27）の代表取締役に就任している（平成24年8月21日登記，甲A28）。

相被告会社は、詐欺行為を行うに当たって、多数の電話回線を利用していると

ころ、被控訴人野口から提供を受けた上記電話回線は、相被告会社の営業部と称する部署に設置され（甲A6），詐欺行為である投資勧誘の手段として用いられた。したがって、被控訴人野口は、相被告会社が詐欺行為を行うに当たって、犯罪インフラとしての電話回線を用意することで、同詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

仮に、IP電話の利用契約を締結したのが被控訴人野口自身でなかったとしても、被控訴人野口は、相被告会社又はその関係者に対し、自分の運転免許証の写しを提供したことになる。これは、本人確認資料として用いられるものであり、被控訴人野口において、このことを十分に分かった上で、これを提供したのであるから、これが何らかの契約等について、被控訴人野口に成りすました者によって、本人確認資料として用いられることにより、詐欺商法等の違法行為に悪用される可能性を十分に認識していたというべきである。

運転免許証の写しを印鑑証明書等と一緒に、いわゆる闇金業者に求められるまま交付したとの被控訴人野口の供述は、極めて不自然かつ不合理である。仮に、被控訴人野口が供述するように、被控訴人野口がいわゆる闇金業者に借金又は借金の返済猶予の見返りとして運転免許証の写し等を交付したとするならば、闇金業者が単に利息制限法を超える利息を設定した上、その返済を強要するほか、種々の違法行為を行っていることは公知の事実であるから、上記交付物が違法行為に用いられることの認識があったはずである。加えて、上記のとおり、被控訴人野口について、訴外ジャパンテクノロジーシステムズの代表取締役に就任する旨の登記がされているところ、同登記手続を行うには、実印及び印鑑証明書等の提出が必要である。闇金業者等から実印、印鑑証明書及び運転免許証等の写しの交付を求められた場合には、その目的が本人確認の潜脱等であることは明らかであることから、これをあえて交付した被控訴人野口には、それが悪用されることについて予見可能性があるというべく、故意か、少なくとも過失によって本件詐欺行為に加担したことは明らかであ

り、共同不法行為責任を負う。

(3) 被控訴人 [] 及び被控訴人 [] の責任について

レンタル電話回線が組織的詐欺商法に利用されていることは、当時から公知の事実であったし、サービス料が他の業者に比較して著しく高額な被控訴人 [] の I P 電話を利用しようとする顧客の中には、 I P 電話を悪事に利用しようと企て、本人確認を潜脱しようとくろむ者が混在していることは容易に予想し得ることである。したがって、電話回線貸与業者である被控訴人 [] 及びその代表取締役である被控訴人 [] は、組織的詐欺商法に加担しないよう、電話回線の貸与に際しては高度の本人確認義務を負うというべきである。しかしながら、被控訴人 [] 及び被控訴人 [] は、上記注意義務を尽くせば、上記各電話回線の貸与に際して提出された本人確認資料が偽造されたものであること、又は本人の真意に基づかないで悪用されたものであることを容易に発見できたにも関わらず、本人確認義務を怠り、本件各電話回線を被控訴人野口らに対して貸与し、結果として、これらが相被告会社の従業員による違法な勧誘行為に用いられたものである。

よって、被控訴人 [] 及び被控訴人 [] は、故意又は過失によって相被告会社の詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負う。

また、被控訴人 [] は、被控訴人 [] の代表取締役として、同社の事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにあえてこれをせず、上記のとおり、違法な業務執行を行ったのであり、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったというべきであるから、会社法 429 条 1 項に基づく責任を負う。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人 [] の被控訴人井上及び被控訴人野口に対する各請求について、連帶して 2060 万 7180 円及びこれに対する平成 25 年 11 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員、控訴人 [] の被控訴人井上及び

被控訴人野口に対する各請求について、連帶して754万5896円及び内金699万2246円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員、さらに控訴人[]の被控訴人井上及び被控訴人野口に対する各請求について、連帶して257万1418円及び内金238万2325円に各請求について、連帶して257万1418円及び内金238万2325円に対する平成27年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の各支払を命じる限度でそれぞれ認容した上、控訴人らの被控訴人井上及び被控訴人野口に対するその余の各請求並びに被控訴人[]及び被控訴人[]に対する各請求をいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決を補正し、下記3のとおり控訴人らの当審における主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3. 当裁判所の判断」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決13頁17行目冒頭から同14頁4行目末尾までを次のとおり改める。

〔(2) 相被告会社と本件バーチャルオフィス契約〕

ア 訴外株式会社[]（以下「訴外[]」という。）は、美容、化粧品の輸出入業務及び販売等を目的とする株式会社[]が、平成22年3月15日、商号を上記に変更した上、目的を日本の各企業と中国の各企業間の業務提携及び合併による企業設立、投融資に関する仲介及びそのコンサルタント業等に変更した会社であるところ、相被告会社は、平成23年11月10日、訴外[]から分割して設立された（甲A6、乙ハ15の2）。なお、訴外[]は、平成22年2月1日から平成24年10月11日にかけて、相被告会社のほか、株式会社[] 株式会社[]など、多数の会社を分割により設立している（乙ハ15の1ないし3）。

イ 相被告北條は、昭和56年生まれの男性であるところ、相被告会社の上記

設立に際して、その代表取締役として登記された（甲A 6）。

ウ 相被告北條は、平成23年11月9日、相被告会社の代表者として、訴外サーブコーポ東京株式会社（以下「訴外サーブコーポ」という。）との間で、本件バーチャルオフィス契約を締結し、本人確認資料として、相被告会社の履歴事項全部証明書を追完したほか、相被告北條の住民票、印鑑登録証明書、住民基本台帳カードの写し等を提出した（甲A 6）。相被告会社は、訴外サーブコーポの本店所在地を、その本店所在地として登記したが、現実に相被告会社の事務所が同地に置かれたものではなく、郵便物及び電話は、相被告会社が指定する先にそれぞれ転送された（甲A 6）。

エ その後、訴外サーブコーポは、相被告北條との連絡が十分に取れないことがあったため、相被告会社に対し、相被告北條に代わる責任者を指定するよう求めた。これに対し、相被告会社は、平成24年12月11日、総務責任者として「井上■」を指定するとともに、その本人確認資料として、被控訴人井上の運転免許証（平成23年9月1日交付）、住民票（平成24年9月27日■支店発行）及び電気料金等領収証（東京電力株式会社■支店発行の平成24年8月分、同年10月15日支払のもの。）の各写しを提出した（甲A 6, 7）。

オ 平成25年3月に入り、相被告会社について、所在確認の問い合わせや警察等からの照会事例が急増したことから、訴外サーブコーポは、同年4月17日、相被告会社に対し、以前に届出のあった郵便物転送先に宛てて、本件バーチャルオフィス契約を解除する旨の通知を郵送したところ、「宛所に尋ね当たりません。」との理由で返送された。結局、本件バーチャルオフィス契約は、同年5月16日に解約された（甲A 6, 7）。」

- (2) 原判決14頁19行目から同20行目にかけての「運転免許証（）」の次に「平成20年8月22日交付、」を加える。
- (3) 原判決15頁14行目の「存在しない」を「実在しない」に改める。

(4) 原判決16頁21行目冒頭から同26行目末尾までを次のとおり改める。

〔(5) 被控訴人野口について

ア 被控訴人野口は、昭和43年生まれの男性であり、平成24年7月30日から同被控訴人肩書住所地を住民票上の住所としている（乙ニ1

9）。被控訴人野口は、美容コンサルタント業務等を業とする

株式会社の代表取締役をしており、平成20年8月5

日に退任したが（乙ニ3），同社の債務について連帯保証していたため、

所有していた不動産を売却したり、複数の知人から多額の借金をしたりし

て、これを支払った（乙ニ2）。他方、被控訴人野口は、平成19年7月、

エステティックサロン及びビューティーサロンの経営等を業とする株式会

社の代表取締役に就任し（乙ニ4），同社

は、上記株式会社から、エステサロンの営業権等資産の譲渡を受けた（乙ニ5）。しかし、その後、被控訴人野口は、

上記エステサロンの営業権等を手放すことを余儀なくされ（原審における

被控訴人野口本人），平成22年12月頃から平成26年1月までの間、

上記エステサロンにおいて、従業員として勤務していた（乙ニ2）。被控

訴人野口は、現在は、複数の知人らから合計1億円以上の債務を負い（乙

ニ8，9の1及び2，乙ニ10ないし12，13の1及び2，乙ニ1

4の1ないし3，乙ニ15の1ないし3，乙ニ16の1及び2），失業

保険を受給している（乙ニ2，18）。

イ 被控訴人野口の運転免許証（乙ニ19）は、平成20年8月22日に交

付され、有効期限が平成25年8月22日であった。その住所欄には「東

京都[REDACTED]」と記載されている。同免許証裏

面には、新住所が平成21年11月25日に「[REDACTED]

」に、さらに平成24年7月30日に「東京都[REDACTED]

」に変更された旨の記載がある。

ウ 訴外ジャパンテクノロジーシステムズは、コンピューターシステムの開発及び販売等を目的として、平成24年8月21日に株式会社 [] から分割により設立されているところ、被控訴人野口がその代表取締役に就任した旨の登記がされている（甲A28）。同登記上の被控訴人野口の住所は、東京都 [] で、同被控訴人肩書住所地の記載及び前記運転免許証住所欄の同年7月30日変更に係る新住所の記載と同一である（甲A28）。

エ 訴外ジャパンテクノロジーシステムズは、そのホームページ等を介して、FX取引について、自動売買ソフトを用いたトレードを行えば、安全かつ極めて高率の配当を得られると宣伝し、相被告会社とほぼ同様の詐欺行為を行っていた（甲A26の1及び2、甲A27）。」

(5) 原判決17頁7行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「(7) 被控訴人井上について

被控訴人井上は、昭和41年生まれの男性であり、平成12年9月11日から同被控訴人肩書住所地に居住している（甲A6）。被控訴人井上は、高校を卒業後、いわゆるフリーターをするなどしていたり、測量会社の社員をしていたが、平成20年に会社倒産により失業した（乙ハ1）。その後、アルバイトをする傍ら就職活動をしていたが、平成24年頃、株式会社 [] のアミューズメント事業部東京事業所で契約社員として半年くらい稼働した（乙ハ1）。その後、レンタルビデオ店にUFOキャッチャーを設置する事業を立ち上げたものの、軌道に乗らず、1年くらいでやめた（乙ハ1）。被控訴人井上は、平成26年3月7日には、[] 株式会社新宿引越センター課において、引越作業員のアルバイトを行い、9120円の支給を受けた（乙ハ11）。」

(6) 原判決18頁10行目冒頭から同24行目末尾までを次のとおり改める。

〔(1) 前記認定事実によると、控訴人らは、相被告会社、その代表取締役である相被告北條及びその従業員らによる不法行為によって、それぞれ相被告会社に対する未返還交付金額相当の損害を被ったものと認められる。原判決別紙2取引経過表の記載によると、その金額はそれぞれ次のとおりである。

ア 控訴人 [REDACTED] 2676万7400円

イ 控訴人 [REDACTED] 1184万7800円

ウ 控訴人 [REDACTED] 417万9600円

〔(2) 他方、前記認定事実によれば、控訴人らは、いずれも、自動売買ソフトを利用してFX取引を行えば、確実に利益が挙がるシステムである、又は月利数十パーセントの利益が出る等の極めて有利な内容を述べる相被告会社の従業員らの電話やメール等による勧誘を受け、安易にその内容を信じて、自動売買ソフトの購入代金、投資資金又は証拠金名目で、相被告会社に対し、それぞれ金員を交付したものの、結局利益を得られないばかりか元本の返還も受けられなかったという経緯であること、上記各金員交付時において、控訴人らの判断能力が特段低かったことをうかがわせる事情はないこと等が認められる。これによると、控訴人らが上記各金員交付によって損害を被ったことについて、不法行為の被害者である控訴人らにも、それぞれ過失があったと認められるから、損害の公平な分担の見地から、民法722条2項を適用して過失相殺を行うのが相当であるところ、前記各事実に加えて、その他本件に頭れた一切の事情を考慮すると、控訴人の過失は、それぞれ3割と認めるのが相当である。

過失相殺（3割）後の金額は、次のとおりである。

ア 控訴人 [REDACTED] 1873万7180円

（計算式 2676万7400円×0.7）

イ 控訴人 [REDACTED] 829万3460円

(計算式 1184万7800円×0.7)

ウ 控訴人 [] 292万5720円

(計算式 417万9600円×0.7)

(3) 控訴人 [] について、相被告会社からの弁済額を前記(2)イの金額から控除すると、その残額は、次のとおりである。

ア 弁済金額と弁済時期

①2万8889円（平成25年5月30日）

②73万2118円（同年11月6日）

③100万8429円（同年11月14日）

④16万1778円（平成27年7月16日）

合計193万1214円

イ 控除残額636万2246円

(計算式 829万3460円 - 193万1214円)

ウ 請求確定遅延損害金55万3650円

(計算式は、別紙1「債権額計算書（控訴人 []）」記載のとおり。)

ただし、同計算書中の平成25年11月6日現在の「元本」欄の金額826万4571円は、前記過失相殺後の金額である829万3460円から、上記同年5月30日付け弁済額である2万8889円を控除した金額である。)

(4) 控訴人 [] について、相被告会社からの弁済額を前記(2)ウの金額から控除すると、その残額は、次のとおりである。

ア 弁済金額と弁済時期

①10万9207円（平成25年5月22日）

②24万0167円（同年11月6日）

③34万8166円（同年11月14日）

④5万5855円（平成27年7月16日）

合計 75万3395円

イ 控除残額 217万2325円

(計算式 292万5720円 - 75万3395円)

ウ 請求確定遅延損害金 18万9093円

(計算式は、別紙2「債権額計算書（控訴人 [] ）」記載のとおり。

ただし、同計算書中の平成25年11月6日現在の「元本」欄の金額
281万6513円は、前記過失相殺後の金額である292万572
0円から、上記同年5月22日付け弁済額である10万9207円を
控除した金額である。)

(5) 弁護士費用

控訴人らは、いずれも本件訴訟提起に際して弁護士に委任することが必要で
あったといえるから、弁護士費用を損害と認め、その金額については、上
記(2)ないし(4)の各金額の約1割相当額である次の各金額をもって相当と認
める。

ア 控訴人 [] 187万円

イ 控訴人 [] 63万円

ウ 控訴人 [] 21万円

(6) そうすると損害の合計額は次のとおりである。

ア 控訴人 [] 2060万7180円

(計算式 1873万7180円 + 187万円)

イ 控訴人 [] 699万2246円

(計算式 636万2246円 + 63万円)

(これに上記確定遅延損害金 5.5万3650円を加えると、合計 754
万5896円となる。)

ウ 控訴人 [] 238万2325円

(計算式 217万2325円 + 21万円)

（これに上記確定遅延損害金18万9093円を加えると、合計257万1418円となる。）」

3 控訴入らの当審における主張に対する判断

（1）被控訴人井上の責任について

ア 控訴人らは、被控訴人井上は、自分の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の各写しをセットで提供することによって、故意又は過失により、相被告会社の詐欺商法に加担したものであり、共同不法行為責任を負うと主張する。

イ 前記認定事実によると、被控訴人井上は、平成20年に勤務先会社の倒産により失業し、アルバイトをする傍ら就職活動をしていたところ、平成24年頃に株式会社 [] で契約社員として半年くらい稼働した後は、UFOキャッチャー設置事業を立ち上げたが1年くらいでやめたこと（乙ハ1, 15），被控訴人井上の運転免許証（平成23年9月1日交付）、住民票（平成24年9月27日 [] 長発行）及び電気料金等領収証（東京電力株式会社 [] 支店発行の平成24年8月分電気料金、同年10月15日支払のもの。）の各写しが、遅くとも同年12月11日までに、相被告会社の管理下に入り、同日、訴外サーブコープに対し、本件バーチャルオフィス契約に係る相被告会社の総務責任者の本人確認資料として提出されたこと（甲A6, 7），上記契約によって相被告会社に提供されたバーチャルオフィスが、控訴人らに対する投資勧誘等に利用されていたこと等の事実が認められる。

以上によると、被控訴人井上は、電気料金を支払った平成24年10月15日から同年12月11日までの間に、自分の運転免許証、住民票及び電気料金等領収証の写しを提供したものと認められるところ、これらの書類は、いずれも本人確認資料として一般に用いられるものであるから、被控訴人井上は、上記各書類がそのような性格のものであることを十分に分かった上で、これらをセットで提供したものであり、それらが短期間のうちに相被告会社

の管理下に入っていることからすると、被控訴人井上は、これらの書類を相被告会社に提供したものと推認することができる。なお、被控訴人井上は、これらを就職活動の一環として提出したと主張するものの、平成24年10月15日から同年12月11日までの間に、いかなる事業主に対して、これらを提出したかについて、具体的に明らかにすることはできないし、被控訴人井上の陳述書（乙ハ1）によれば、その期間は、契約社員として稼働していた時期ないしはその後にUFOキャッチャー設置事業を立ち上げた時期である。そして、この点に関する被控訴人井上の原審における供述は、具体性を欠く上、極めて不自然かつ不合理である。

そうすると、被控訴人井上は、上記のような自分の本人確認資料となり得る書類をセットで提供することによって、相被告会社の不法行為に加担したものと認めることができる。

ウ よって、控訴人らの上記主張には理由があり、被控訴人井上には共同不法行為責任が認められる。

(2) 被控訴人野口の責任について

ア 控訴人らは、被控訴人野口は、4本の電話回線を相被告会社又はその関係者に提供したことなどによって、故意又は過失により相被告会社の詐欺商法に加担したものであり、共同不法行為責任を負うと主張する。

イ そこで検討するに、被控訴人野口名義で、被控訴人[]との間で、平成24年10月1日付けでIP電話の利用契約が締結され、これにより、「03-5843-2132」、「03-6384-5523」、「03-6811-0210」及び「03-5860-4510」の4本の電話回線が被控訴人[]から貸与されたこと（甲A8の2），これら4本の電話回線は、相被告会社の利用するバーチャルオフィスにおいて、相被告会社の「第5営業部」ないし「第8営業部」の電話回線として使用されたこと（甲A6），同電話回線契約の「契約書兼用申込書（甲A8の2）」には、借

主として被控訴人野口名義の署名と押印に代わるサインがあり、その住所として、「東京都 [REDACTED]」と記載されていること、同「契約書兼用申込書」には被控訴人野口の運転免許証の表面の写しも添付されているところ、その住所欄の記載は上記住所と同一であったこと（甲A 8の2）、被控訴人野口は、同年8月21日付けで訴外ジャパンテクノロジーシステムズの代表取締役に就任した旨の登記がされているところ（甲A 28）、この登記手続には、被控訴人野口の実印及び印鑑証明書等が用いられたと考えられること、訴外ジャパンテクノロジーシステムズは、相被告会社とほぼ同様の手法で詐欺行為を行っていたことが認められる。

以上によると、被控訴人野口は、住所を同被控訴人肩書住所地に変更した平成24年7月30日から訴外ジャパンテクノロジーシステムズの代表取締役就任登記がされた同年8月21日までの間に、自分の実印及び印鑑証明書等を、次いで、上記IP電話利用契約締結日である同年10月1日までの間に、自分の運転免許証の写しをそれぞれ使用ないし提供したものと認められるところ、これらは、いずれも一般に本人確認資料として用いられるものである。被控訴人野口は、上記各書類等がそのような性格のものであることを十分に分かった上で、これらを使用ないし提供したものであり、それらが短期間のうちに相被告会社の管理下に入って利用されていることからすると、被控訴人野口は、これらを相被告会社のために使用し、又は相被告会社に提供したものと推認することができる。被控訴人野口は、これらを自らの負っている多額の債務処理のために、「カワムラ」、「イトウ」等と名乗るいわゆる闇金業者に提供したことがあると供述しているが、具体性を欠くものであり、前記推定を覆すものではない。

したがって、被控訴人野口は、これらを使用し、又は提供することによって相被告会社の不法行為に加担したものということができる。

ウ よって、控訴人らの上記主張には理由があり、被控訴人野口には共同不法行

為責任が認められる。。

(3) 被控訴人 [] 及び被控訴人 [] の責任について

ア 控訴人らは、被控訴人 [] 及び被控訴人 [] は、本件各電話回線を提供することにより、故意又は過失によって相被告会社の詐欺行為に加担したものであり、共同不法行為責任を負うと主張する。

イ しかしながら、前記認定事実によると、被控訴人 [] は、業務上、本件IP電話サービスを提供するに先立って、申込者から、本人確認資料として運転免許証等の写しの提出を求める取扱いをしていたこと（乙ホ1），被控訴人野口名義の申込者らに対する本件各電話回線の貸与に際しても、各申込者名義の運転免許証等の写しの提出を受けたこと（甲A6），IP電話については、携帯電話不正利用防止法の適用がなく、携帯電話機の貸与時のような契約者についての厳格な本人確認が法的に要求されていないこと、当時はIP電話を利用した犯罪行為が携帯電話ほど社会問題化してはいない状況であったこと等の事実が認められる。また、被控訴人 [] に対して、警察や行政機関等から本人確認等について具体的な指導がされたことを裏付ける証拠もない。

これらの事実を併せ考えると、被控訴人 [] 及び被控訴人 [] について、IP電話が犯罪行為に利用されることを認識し得る具体的な事情が認められないとき今まで、携帯電話機の利用契約締結の際と同等の厳格な本人確認義務を負っていると認めることは相当でなく、一般的な本人確認義務を尽くすことで足りるというべきである。そして、被控訴人 [] は、業務上、本件IP電話サービスを提供するに先立って、申込者から、本人確認資料として運転免許証等の写しの提出を求める取扱いをしていたのであり、本件各電話回線の貸与に際しても、各申込者名義の運転免許証等の写しの提出を受けたのであるから、上記にいう一般的な本人確認義務を怠っていたとまでは認め難い。そして、本件各電話回線のうち、被控訴人野口名義で利用契約

が締結されたものについては、申込書及び本人確認資料に取り立てて不自然な部分はなく、「寺前康史」、「平田功治」及び「平井洋治」名義で利用契約が締結されたものについても、その申込書や本人確認資料に一見しただけでは不審な部分は認められないことからすれば、本件各電話回線が犯罪行為に利用されることを認識し得る具体的な事情があったとはいえないところである。したがって、被控訴人[]及び被控訴人[]において、本件各電話回線の利用契約締結の際、本件各電話回線が何らかの犯罪行為等に利用されることを認識せず、特に、本人確認資料の内容が真実かの調査まではしなくとも、直ちに本人確認に関する注意義務を怠ったとまでは認め難く、ほかに被控訴人[]及び被控訴人[]において、相被告会社又はその関係者と共同して詐欺行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。

以上によると、被控訴人[]及び被控訴人[]について、訴外会社との共同不法行為は成立せず、被控訴人[]の会社法429条1項の責任も認められない。

ウ よって、控訴人らの上記主張は採用できない。

第4 結論

以上のとおりであるから、控訴人らの被控訴人[]及び被控訴人[]に対する本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却し、他方、被控訴人井上及び被控訴人野口に対する本件各控訴は一部理由があるから、これに基づき、原判決中被控訴人井上及び被控訴人野口に関する部分をいずれも取り消した上、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 杉 原 則 彦

裁判官 山 口 均

裁判官 朝 倉 佳 秀

(別紙1)

債権額計算書(控訴入)
(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	元本	弁済額	充当額			残債権額			備考	
				元本	損害金	執行費用	利率	日数	残元本		
1	H25.11.6	8,264,571					0.05		8,264,571	0	8,264,571
2	H25.11.6	732,118	732,118	0			0.05	1	7,532,453	1,132	7,533,585
3	H25.11.14	1,008,429	1,008,429	0			0.05	8	6,524,024	8,254	6,533,410
4	H27.7.16	161,778	161,778	0			0.05	609	6,362,246	544,264	553,650
											6,915,896

(別紙2)

債権額計算書(控訴人)

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。)

年月日	元本	弁済額	充当額			利率	日数	残債額	備考
			元本	損害金	執行費用				
1 H25.11.6	2,816,513					0.05	2,816,513	0	2,816,513
2 H25.11.6	240,167	240,167	0			0.05	1	2,576,346	385
3 H25.11.14	348,166	348,166	0			0.05	8	2,228,180	2,231,388
4 H27.7.16	55,855	55,855	0			0.05	609	2,172,325	189,093
									2,361,418

これは正本である。

平成28年1月27日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 北條 法

